# 第三者評価　評価調査報告書

運営主体：横浜市

# 神大寺保育園

2023 年 1 月 12 日作成

実施評価機関：

一般社団法人　日本保育者未来通信

## ❍実施概要

事 業 所 名：　　横浜市立神大寺保育園
報告作成日：　　2023 年　1 月 12 日　　（評価に要した期間 5 カ月間）
評 価 機 関：　　一般社団法人　日本保育者未来通信

【評価方法】

**1. 事業者自己評価**　　【実施期間：2022 年 10 月上旬～11 月中旬】
・評価機関の担当者より、職員説明会にて第三者評価の主旨及び実施方法を職員に説明。保育所版自己評価シート【共通評価基準】及び【内容評価基準】については、全職員で協議し作成した。

**2. 利用者家族アンケート**　　【実施期間：2022 年 10 月 6 日～2022 年 10 月 20 日】
・配布：全園児の保護者（48 家族）に対して、園から配布。
・回収：保護者が園玄関に設置された回収箱に投函し回収。

**3. 訪問実地調査**　【実施日：2022 年 12 月 14 日、12 月 16 日】
■12 月 14 日
①各クラスの保育観察（4 歳児、 5 歳児）
②書類調査～事業者面接調査（園長、代行保育士）

■12 月 16 日
①各クラスの保育観察（1、 2 歳児、3 歳児）
②書類調査～事業者面接調査（園長、代行保育士）

**4. 利用者本人調査**【実施日：2022 年 12 月 14 日、12 月 16 日】
・全日、各クラスの保育観察を中心に、遊び、食事、排泄、午睡などを観察。
・乳児については観察調査、幼児については観察と遊びの時間の際に、会話の中で適宜聞き取り調査を実施。

## ○評価結果についての講評

（特徴や今後期待される点、独自性のある点、工夫改善点などについて総括）

【施設の概要】

横浜市神大寺保育園は、横浜市営地下鉄ブルーラインの片倉町駅から徒歩 15 分の場所にあり、周辺は住宅街に囲まれています。園の定員は 65 名（1~5 歳児）、開園時間は平日は 7 時 00 分~19 時 00 分、土曜日は 7 時 30 分~18 時 30 分です。

軽量鉄骨造り平屋建ての園舎の園庭には、サクランボの木や、砂場の日除けとなる藤棚があり、コンクリートの道路や色味の少ない住宅地の中で季節ごとに彩りを添えています。小さい畑やプランターが複数設置されており、季節の野菜や植物などを子どもたちと一緒に育てています。また、園舎の周囲にはサツマイモ畑があり、収穫したサツマイモを使ったサツマイモご飯や蔓を使ったリース作りなど、収穫した野菜は、「食べることが好きな子ども」を目標に、食育活動の一環として日ごろから調理に使われています。その他に、ジャングルジムや鉄棒、ままごと用のテーブルやいすが設置されています。また古タイヤが並べられ、飛び石のように飛んで楽しむことができる遊具や、プールもあります。セキュリティ対策として、窓や入口など外部からの侵入が考えられる場所には防犯カメラが設置され、事務室のモニターで常時確認することができます。

園舎に入ると、玄関から奥へまっすぐに廊下が伸び、左右に各保育室等があります。玄関を入って左側には事務室と地域の親子が過ごす育児支援室があります。廊下の奥には調理室があり、子どもたちは調理の様子を廊下から覗けるようになっています。各保育室は、ごっこ遊び、机上遊び、積み木遊びなどのコーナーが設定され、子どもの興味や関心、発達に応じてコーナーの配置を変える、空間を拡げる、玩具を入れ替えるなどの取り組みが行われ、一人ひとりの子どもが主体的に遊べるよう配慮されています。また、園では防災に力を入れて取り組んでいます。年に 1 回実施される防災キャンプでは、子どもたちによる簡易組み立ての段ボールトイレの体験やヘルメットの装着、発電機を使用した扇風機の稼働などの取り組みを行っています。また、区と横浜市立大学が協同して制作した「てくてくまっち」と呼ばれる防災教材を使用した取り組みも行っています。「てくてくまっち」は子どもや職員が絵合わせカードで遊びながら、まちの資源と活用方法について防災・減災の視点を交えて学ぶことができる教材です。これらの教材を日ごろの近隣散歩の際に取り入れることで、いつ起こるかわからない大規模災害に備える取り組みが行われています。

## 1. 特徴や今後期待される点

### ○キャリアラダー、目標共有シート等を使用し、総合的な育成体制が整えられています

園では、キャリアラダーや目標共有シート等、正規職員、会計年度任用職員等の雇用形態に応じた所定の書式を使用し、総合的な育成体制が整えられています。キャリアラダーでは、子どもの発達の援助、保護者・地域に対する支援、保育を支える組織的基盤の項目が設けられ、ステップ 1~3 に応じて、具体的に求められる能力が記載されています。また、求められる能力に応じて、必要な研修項目も合わせて記載されていることで、成長の過程とともに職員が自らの将来の姿を描くことができる仕組みにつながっています。職員はキャリアラダーを踏まえ、目標共有シートを作成しています。目標共有シートは、業務目標に対し、具体的に取り組む内容や達成時期などを記載するとともに振り返り内容を記載する書式となっています。また業務目標以外に、能力開発・能力活用等に関する目標を記載する欄も設けられています。

園長は目標共有シートをもとに、年 3 回の面談を行い各職員の目標について共有し、達成度の確認や期待していること、任せたい業務などを伝えることで、職員一人ひとりの育成につなげています。また、目標共有シートや会計年度職員は、「子どものためにできること」「チームのためにできること」を記載する所定の用紙を使用し、園長との共有を図ることで、個々の目標の具体的な取り組みにつなげています。新任職員に対しては、市のトレーナー研修を受講した職員が個別的な OJT を行い、日々の保育の中で経験や習熟度に合わせた育成につなげています。

### ○保育所全体の自己評価を単年度計画に反映させ、具体的な取り組みにつなげています

保育所全体の自己評価は、保育理念、子どもの発達援助、保護者に対する支援、保育を支える組織的基盤の項目が設けられ、さらに各項目には、子どもの人権の尊重、養護と教育の一体的展開、環境を通して行う保育、子育てに関する相談・援助等の具体的な項目を設け、振り返りを行なっています。自己評価結果については、「保育所の自己評価の結果」として、今年度の課題、取り組み状況、次年度の課題・改善点としてまとめ、公表しています。その際に、保護者アンケートの結果も合わせて公表しています。これらの自己評価の結果は、「保育所の自己評価の結果」として公表するだけでなく、園長が園の状況を鑑み作成している「行動計画・評価書」と合わせて、単年度計画である「目標共有のために職員で取り組みたいこと」に反映させ、具体的な取り組みにつなげています。一例として、親しみのある保育園という項目の中に、「保育のみえる化」という目標を設け、ドキュメンテーションや行事新聞として、毎日の子どもの様子や活動の過程を写真と文章で示し保護者と共有しています。また、コロナ禍における感染対策に配慮した上で、保育参観を再開し、参観後には個人面談を設け、子どもの成長の様子等について共有する機会をつくっています。

### ○地域の福祉ニーズにもとづき、様々な育児支援事業に積極的に取り組んでいます

園では、地域の福祉ニーズにもとづき様々な育児支援事業に取り組んでいます。転勤層の多い地域のため、相談する人も少なく、子育ての孤立化が起こりやすい状況を鑑み、育児支援事業として、あかちゃんの駅の取り組み、育児相談、園庭開放、交流保育、育児講座などを行っています。また、区内の園で連携して行っている地域育児支援事業にも取り組んでいます。一例として、区内の町内会館や自治会館などを使用し、保育施設職員が合同で実施する育児講座である、みんな de 子育てワイワイパークに職員が出張保育で参加しています。これらの取り組みについては、市のホームページやピアッザと呼ばれる区内の子育て等に関する情報交換媒体に公開されています。また、門外の掲示板に育児講座等の内容を掲示し、園で行っている活動を紹介しています。

### ○園独自の中期計画の策定と振り返りの仕組みづくりが期待されます

園では、市が策定する中期計画を基に、「感染防止」を中期の計画として位置づけ取り組んでいます。中期計画として位置づけられている「感染防止」では、入室の制限や行事等の実施方法など園での感染防止の取り組みと、昨今の感染に対する保護者の様々な意識を踏まえ、今後の行事のあり方等について検討しています。今後は、園独自で中期計画として文書化し、計画に対する数値目標設定や具体的な成果等を振り返る仕組みづくりが期待されます。

## 2. 独自に取り組んでいる点

### ○プロジェクトチームの活動を通して、保育の質の向上につなげています

園では、全職員が参加する職員会議、カリキュラム会議の他に、乳児会議、幼児会議、クラス会議、リーダー会議等様々な会議が実施され、各会議にてドキュメンテーションを使用して、保育を語り合うなど、保育の質の向上につなげた取り組みが行われています。各会議が定期的に行われることを踏まえ、職員の勤務体制を整えています。その際に、体制ボード、休憩ボードと呼ばれるボードを使用し、事務室に掲示することで、全職員が自身や全体の勤務体制を見て確認できる仕組みが設けられています。ボードを使用し職員の勤務体制を確認することで、個々の職員の勤務時間や保育に入るクラス、また休憩や会議の際に、代わりに入る保育者について全職員での共有を図っています。

園では、さらにプロジェクト会議が実施されています。プロジェクト会議では、全体的な計画、防災、リスクマネジメント、保育の中の人権、第三者評価・自己評価などのプロジェクトチームごとに、職員が自主的に話し合いを行い、園全体の保育の質の向上につなげています。各職員の希望をもとに、代行保育士が保育者の経験年数や職責等を考慮しプロジェクトメンバーを調整することで、職員一人ひとりの育成につながるとともに、職員間の連携にもつながっています。プロジェクトの取り組みとして、全体的な計画では、プロジェクトメンバーを中心に定期的な話し合いの場を設け、年度末に全職員で全体的な計画の振り返りが行われる仕組みとなっています。また、各プロジェクトが主体となって園内研修を行うこともあります。園内研修では、嘔吐・救急法等についての研修などが行われています。

## ○利用者本人調査

【実施概要】

【実施日：2022 年 12 月 14 日、12 月 16 日】
・全日、各クラスの保育観察を中心に、遊び、食事、排泄、午睡などを観察。
・乳児については主に観察調査、幼児については観察と遊びの時間などに適宜聞き取り調査を実施。

**□1 歳児クラス、2 歳児クラス**

観察日は天気が良く、園庭で遊びました。保育者が子どもたちに外で遊ぶことを伝えると、子どもはみかんやりんごなど自分のマークを探して、所定の場所から帽子や靴下を手に取り、準備を始めます。園庭では砂場遊びを楽しんでいました。保育者がシャベルやバケツなど、砂場用の道具を準備します。子どもは、各々が好きな道具を手に取り、容器に砂を入れてかたどったり、バケツに砂を入れ園庭の隅まで運ぶのを楽しむなど、一人ひとりの子どもが思い思いに砂場遊びを楽しんでいました。また、子どもが作った料理を保育者に食べさせる真似をし、それを受けて保育者は、「おいしいね」などと会話をし、一緒にままごと遊びを楽しむ姿も見られました。その際に、砂場用のお皿の貸し借りをめぐってトラブルが起こりました。その様子を見た保育者は、双方の話を聞き、「貸してほしいときは貸してって言おうね」と伝え、双方の気持ちが納得するよう仲立ちをしていました。

園庭では年上のお兄さんやお姉さんも遊んでいて、その様子を見て、追いかけたり、一緒に走るなど異年齢での交流が自然と行われています。保育者は、鉄棒に挑戦したい子どもがいれば、すぐに近くまで駆け寄り、「鉄棒をしたい時は先生を呼んでね」と話しかけたり、子どもたちが楽しそうに走り回る様子を見守るなど、安全面に配慮しながら、子どもたちに必要な援助を行っています。

子どもたちが十分に遊び終えると、保育者は「これはもう片付けていい？」と子どもに聞きながら、片付け始めます。中にはまだ遊びたい子もいましたが、保育者が「お腹が空いた人？」声を掛けると、一人また一人と保育者のそばに集まってきました。それでもまだ集まってこない子どもには、保育者が他の子どもたちと一緒になって「こっちにおいでおいで」と呼びかけます。それを見た子どもは、楽しそうに走って保育者のもとに駆け寄り抱きつきます。保育者は「来れたねー」と優しくぎゅうっと抱きしめ返します。室内に入る際に靴を脱ぎ、部屋では服を着替えるなど、子どもたちは意欲的に取り組んでいます。保育者はその様子を見ながら、できない部分だけをさりげなく援助していました。

昼食の準備が整い、保育者が子どもにエプロンを付けていきます。ここでも自分でエプロンをつけようとする子どもの姿を見守るなど、一人ひとりの様子に合わせて、必要な援助を行っていきます。今日のメニューを保育者が発表し、みんなで「いただきます」の挨拶をして食べ始めます。色とりどりのおかずを見て保育者が「綺麗な色ねー、これ何かなー？」と聞くと子どもが「きゅうりー」「にんじんー」「キャベツー」と答え、「かまぼこも入ってるねー」と保育者が話すなど、楽しく美味しそうに食べ進めていきます。保育者は子どもの袖口をめくってあげ食べやすいようにしたり、「美味しいね、美味しいね」と子どもの気持ちを代弁するなど、子どもが食事を楽しめるよう配慮していました。

□3 歳児

朝の自由遊びでは、保育者と一緒にカルタに描かれている絵を見ながらカルタとりを楽しんだり、スタンプを押したり、押し入れの下の空間で小さなテーブルを囲んで話したり、各々が好きな遊びを楽しんでいました。保育者が時計を指差して「9 になったのでお片付けです」と伝えると、子どもたちは片付け始めました。子どもが片付けやトイレを済ませ椅子に座ると、朝の会が始まります。挨拶をし、カレンダーで日付を確認した後に、天気を確認していました。その後、保育者が「昨日、みんなに何をしたいかと聞いたら、“いっぱい走りたい”と言っていたこと」を確認し、園庭で遊ぶことを伝えました。3 歳児クラスはオオカミに興味があるようで、保育者が「オオカミと七ひきの子ヤギ」の紙芝居を読み、「オオカミさんは何時で来るんだっけ？」と遊びの内容を確認します。園庭ではひよこ組も遊んでいるので、「ひよこ組が戻ったら、みんなで「オオカミさんいま何時？」の遊びをすること」を伝えました。

園庭に出ると、保育者と一緒に手を繋いでスキップをしたり、手を繋いで輪になり、「いとぐるま」の歌に合わせて回るのを楽しむ姿が見られました。また、園庭で遊んでいた 1，2 歳児クラスと一緒に、砂場で砂をすくって皿にのせたり、バケツに砂を入れシャベルで混ぜたり、カップに砂を入れひっくり返し「プリン」を作って遊ぶ姿などが見られました。2 歳児の子どもが「おいしいごはんつくろう」と言うと、「いいよ」と答え、パーティーの準備が始まりました。園庭で遊んでいる際に、ヘリコプターが飛んでいるのを見つけ、みんなで「ヤッホー」「オーイ」など元気に声を出す姿も見られました。

1，2 歳児クラスが室内に戻り、いよいよ「オオカミさんいま何時？」の遊びです。まずは保育者が子どもと相談しながら、オオカミさんのお家の場所を決めます。場所が決まると、じょうろの水で線を描き、遊びの準備です。室内でみんなでルールを確認した際に、子どもから「一人でオオカミができる」との意見が上がっていました。そのため、今日は一人ずつオオカミ役になって遊ぶようです。捕まえるときは、「ぎゅっと抱き着くのでなくて、タッチにしようね」と約束を確認した後、遊びが始まりました。子どもたちはオオカミ役の子に向かって「オオカミさん、いま何時？」と聞きます。オオカミが「7 時」などと答えると「ああ、良かった」と言って、また「オオカミさん、いま何時？」と聞きます。オオカミが「12 時」と答えると、子どもたちは一斉に逃げ出します。オオカミが追いかけて、捕まえると、オオカミ役の交替です。子どもたちは何度かオオカミ役を交替し楽しんでいました。保育者が「もうすぐ給食の時間になるから、最後にみんなで輪になってやろう」と伝えると、オオカミ役になっていない子どもが真ん中に入り、それ以外の子どもと保育者が手をつなぎ輪になります。輪になって「森の小道」と歌いながら回ります。最後に「オオカミさん今何時？」と聞くと、真ん中にいる子どもたちは相談しながら「次は夜にしよう」と言って、「12 時」と答えます。輪になった子どもたちと保育者は一斉に逃げ、保育者を捕まえたオオカミ役の子どもたちは、とてもうれしそうな表情でした。その後、部屋に入り準備を済ませ、給食となりました。

□4 歳児

室内は、絵本を読むコーナーやままごとコーナーなどコーナーごとに可動式の家具で仕切られており、各空間にはマットを敷き、子どもたちがゆったりとくつろげる環境が整っていました。ままごとコーナーには木製のキッチンがあり、同じく温かみを感じる木製のフライパンやお皿もあります。また、ブロックなど、制作途中のものを後で続きから作れるよう、一人ひとりに専用の保管できる棚が用意されていました。また、子どもたちが散歩で拾った落ち葉や枝、木の実を白い画用紙に思い思いに貼り付けた作品が飾られていました。

手洗い場には、子どもの目線の高さに写真付きの手洗い方法が貼ってあり、子どもはそれを学んでいるようです。二人の子どもが洗面台にやって来て手を洗い始めました。一人の子どもが石鹸の出し方と量を「ほらここにも書いてあるでしょ」と教えています。壁にかかった時計には、数字の横にりんごやぶどうなどのシールが貼られていて、まだ数字が読めない子どもでも時間を理解しやすいように工夫されています。

観察日は、廃材を使った人形作りを行っていました。トイレットペーパーの芯を胴体に見立てた人形作りです。胴体には小さな穴が 2 つ空いています。短く切られたストローにひもを通し、小さな 2 つの穴につけ、人形の腕のように見立てていました。そして、胴体のトイレットペーパーの芯には自分の好きな絵を描いていきます。保育者は作り方を説明した後、材料を配ります。一人ひとりの子どもに、ストローに上手に紐を通せるか声を掛けていくと、子どもたちは「出来ないー」や「出来たー」など、答えていました。早く出来た子どもは保育者に見てほしくて、うれしそうに「見て見て！」とそばへ近寄り、伝えています。保育者は子どもの作品を手に取って「上手くできたね」「かわいいね」と応えていきます。他の子どもが、「先生来てー」と伝えると、ゆっくりと子どもの傍に近づき「なーに？」「マニュキュア描いたのー」「ほんとだ、綺麗ねー」と一人ひとりの子どもの気持ちを汲み取り、応えていました。

食事の時間は、テーブルの上に透明のパーテーションを立てます。保育者が一つひとつパーテーションを消毒の為、拭いていきます。その様子を見た何人かの子どもが、自ら率先して手伝い、手際よく拭いていきます。消毒後、食事の配膳をします。食事が揃うまで静かに待っています。全員の食事が揃い、保育者からのメニューの発表後、食事をこぼした時、箸を落とした時など、食事中のマナー等についての話がありました。その後、いただきますの挨拶をし、みんなで食べ始めます。箸やスプーンを使って意欲的に食べています。保育者はその様子を見守りながら、お茶のおかわりにきた子どもにお茶を注いだり、運ぶときにこぼさないようにと伝えたりするなど、一人ひとりの子どもがゆったりと楽しく食事が摂れるよう配慮していました。ゆったりとした食事を終え、食べ終えた子どもから、順番に自分で食器を所定の位置へ下げていました。

□5 歳児クラス

朝の自由遊びでは、子どもたちが好きな遊びをゆったりと楽しむ姿が見られました。レゴやラキューなどのブロック遊びや、保育者とカルタとりを楽しむ子ども、壁に貼ってある歌詞を見て、仲良く歌う様子などが見られました。カルタとりでは、文字を読める子どもが札を読み、保育者も一緒に参加しながら楽しむ中で、子どもの様子を見ながら、お手付きをしていないかと友だちに対して言う子どもに、「ちゃんと取れたか、審判の役をするのはどう？」など子どもたち全員が楽しめるよう配慮していました。また、負けて悔しがる子には「大丈夫だよ」と声を掛け気持ちに寄り添う姿が見られました。

自由遊びの後に片付けを終え、子どもが席に着くと、保育者はホワイトボードに示された絵カードや文字を使い、今日の予定を伝えます。今日は、カレンダーづくりについての話し合いをし、その後に園庭で遊ぶ予定です。カレンダーづくりは、各月のイメージに合わせて、折り紙などで制作をする取り組みです。はじめに、1 年間の様子が描かれた絵本を読み、子どものイメージを膨らませていました。そして、ホワイトボードに書かれた、春はさくら、夏はおまつり、秋はドングリ、冬はそりなど、季節ごとのイメージを出し合った内容を確認した後に、それぞれの月のイメージを出し合います。保育者は「4 月はどうかな？」と聞くと「さくら」「ちょうちょ」など、たくさんの意見が出ます。保育者は「では、さくらの周りにちょうちょが飛んでいるのはどう？」など子どもの意見を活かしながら、制作内容を一緒に決めていました。なかなか決まらない際は、「こいのぼりがいい人？」「こいのぼりと兜がいい人？」など選択肢を作り、子どもが選びやすいように配慮していました。自分の意見が通らなかった子に対しては「別の月で提案してみて」と子どもが意見を言ったことに配慮した関わりをしていました。また、意見を言えない子どもに対しては「何かある？」「自分の気持ちで答えていいよ」など、配慮する姿が見られました。1 年間のそれぞれの月の制作物が決まると、最後に子どもと一緒に確認し、園庭遊びとなりました。

園庭では、縄跳びやジャングルジム、タイヤを跳ぶなどの遊びを各々が楽しんでいました。保育者は縄跳びが飛べて嬉しそうな子どもには「すごいね！！」と伝えたり、なかなか上手に跳べない子どもには保育者が手本を見せるなどの関わりをしていました。数人の子どもはジャングルジムを使った、ごっこ遊びを楽しんでいました。また、他のクラスの子どもとだるまさんがころんだなどの遊びを楽しむ子どももいました。しばらくして、他のクラスの子どもが昼食のために室内に戻ると、園庭には 5 歳児だけとなりました。みんなで、ジャングルジムに上って、「ヤッホー」と言う子どももいました。

お昼の時間が近づき、片付けをして室内に戻ります。保育者が他のクラスが使っていた玩具も片付けることをお願いし、子どもたちが意欲的に片付ける場面も見られました。片付けが終わり、保育者の前に一列に子どもが並びます。先頭の子どもから順番に、保育者とジャンケンをし、勝ったら、足を洗い、室内に戻ります。全員が室内に戻り、着替えや手洗い等を済ませ、保育者が読む絵本を見た後に昼食となりました。

## 共通評価基準（45 項目）Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

### 1　理念・基本方針

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　理念、基本方針が確立・周知されている<br>1　理念、基本方針が明文化され周知が図られている。<br>□理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。<br>□理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。<br>□基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。<br>□理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。<br>□理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。<br>□理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。<br>□理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。（保育所） | B | A | ・園の理念や方針、園目標及び保育姿勢は、重要事項説明書や園の案内に記載され、事務室に掲示されています。園舎内廊下や各保育室に重要事項説明書が掲示されています。保育理念は「未来をになう子どもたちのすこやかな成長をねがって」で、保育方針は「愛情を受けて　ともにのびのび育ちあう」が掲げられ、理念との整合性が確保されています。園目標は、「こころもからだも元気な子」「自分も友だちも大切にする子」「自分で考えいきいきと活動する子」です。<br>・理念や方針を踏まえ、「一人ひとりの子どもの今の思いを大切にし、互いに育ち合う保育」などの「保育姿勢」が掲げられ、職員の行動規範となる具体的な内容となっています。<br>・理念や方針は、4 月の職員会議や年度末に実施する全体的な計画の見直しの際に、全職員で共有しています。また、年に 1 回、職員全員で取り組む保育所自己評価の際にも、理念や方針を踏まえた振り返りを行っています。さらに、日ごろのミーティングの中で必要に応じて共有する機会を設けています。<br>・保護者との共有では、入園説明会の際に、園長がパワーポイントを使用して、分かりやすく、理念や方針を伝えるよう工夫しています。また、各クラスで行われる懇談会の際に、理念や方針を踏まえた各クラスの目標について、配布資料とともに伝えています。 |

## 2　経営状況の把握

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　経営環境の変化等に適切に対応している<br>2　事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。<br>□社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。<br>□地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。<br>□子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。<br>□定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 | B | A | ・社会福祉事業全体の動向については、責任職会議、合同園長会、市立園全体責任職会議等を通して把握しています。一例として、コロナ禍における地域育児支援事業の在り方などについて、区内の保育所における取組状況や工夫事例などを把握しています。<br>・地域の各種福祉計画の策定動向等については、区役所こども家庭支援課と連携して把握しています。区内の町内会館や自治会館などを使用し、保育施設職員が合同で実施する育児講座である、みんな de 子育てワイワイパークなどについて話し合い、実施計画を立てています。<br>・園見学や、育児支援事業である園庭開放、交流保育、育児講座等を通して保育のニーズや潜在的利用者に関する情報の収集に努めています。一例として、障害を持つ子どもに対する保育ニーズの把握や、転勤層が多い地域のため、子育ての孤立化を防ぐ取り組みの必要性などについて把握しています。<br>・毎月の実施児童人数の報告や一時保育の利用者数、また園庭開放等の利用者数の報告を通して、定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っています。 |
| 3　経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。<br>□経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。<br>□経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。<br>□経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。<br>□経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 | B | A | ・経営課題として、「職員体制」及び「園児と保護者に対する支援」を挙げています。「職員体制」については、体制ボード、休憩ボードと呼ばれるボードを事務室に掲示し、全職員が自身や全体の勤務体制を見て確認できる仕組みが設けられています。ボードを使用し職員の勤務体制を調整することで、子どもに対する援助等が十分にできる支援体制の構築につなげています。「園児と保護者に対する支援」については、配慮の必要な園児及び支援を要する家庭の増加に伴い、職員間で対応を協議し、子どもの最善の利益につながる取り組みにつなげています。経営課題に関しては、職員会議やカリキュラム会議、クラス会議等を通して職員間での共有が図られています。 |

## 3　事業計画の策定

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている<br>4　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。<br>□中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。<br>□中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。<br>□中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。<br>□中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。 | B | B | ・市が策定する中期計画を基に、区が運営方針を定めています。園では区の運営方針を基に、園長が園の状況を鑑み、行動計画・評価書を作成しています。行動計画・評価書に関連し、園では「感染防止」を中期計画として位置づけています。<br>・中期計画として位置づけられている「感染防止」については、入室の制限や行事等の実施方法など園での感染防止の取り組みと、昨今の感染に対する保護者の意識との差異を踏まえ、今後の行事のあり方等について検討しています。<br>・今後は、園独自で中期計画として文書化し、見直しの精度を高めていくことが期待されます。 |
| 5　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。<br>□単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。<br>□単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。<br>□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。<br>□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。 | B | B | ・園長が園の状況を鑑み作成している、行動計画・評価書及び、全職員が実施する保育所の自己評価を基に、園の単年度計画にあたる、「目標共有のために職員で取り組みたいこと」を園長が作成しています。<br>・単年度計画には、「安心・安全なまちづくり」「誰もがいきいきと暮らしつづけられるまちづくり」「地域がつながり魅力にあふれるまちづくり」等が挙げられ、園の存在意義を踏まえたうえで、園で取り組む具体的な実施内容が記載されています。<br>・中期計画として「感染防止」を挙げ、単年度計画の「安心・安全な保育」「感染症対策」などに反映させています。今後は、事業計画に対する数値目標や具体的な成果等を振り返る仕組みづくりが期待されます。 |
| （2）　事業計画が適切に策定されている<br>6　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。<br>□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。<br>□計画期間中において、事業計画の実施状況 | A | A | ・単年度計画である、「目標共有のために職員で取り組みたいこと」は、園長が園の状況を鑑み作成している行動計画・評価書や、全職員が実施する保育所の自己評価、また、行事等の振り返り、保護者アンケート等を踏まえ、園長が作成しています。作成された事業計画は職員会議等を通して職員と共有し、年度末に園長が振り返り、次年度の事業計画に反映しています。<br>・事業計画には「親しみのある保育園」「組織力の向 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。<br>□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。<br>□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。<br>□事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。 | | | 上」の項目があり、「一人ひとりに寄り添った保育・支援（障害の理解）・人権意識」や「保育のみえる化」、「人材育成の推進と職場つくり」などが記載され、具体的な取り組みにつなげています。一例として、「保育のみえる化」については、日ごろの活動の様子について、写真と文章で活動の経過や保育で大切にしている点などを伝えるドキュメンテーションを、毎日掲示しています。また、行事新聞として、行事への取り組み過程を写真と文章で随時掲示していくなどの取り組みが行われています。取り組みの実施状況については、職員会議や日頃のミーティングを通して共有が図られています。<br>・現在、単年度計画に関連する保育所全体の自己評価について、全職員で実施状況の振り返りが行われています。また、単年度計画の内容は、各職員が記載する目標共有シートにも反映され振り返りが行われています。 |
| 7　事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。<br>□事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。<br>□事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。<br>□事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。<br>□事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 | B | B | ・単年度計画を策定する際に使用する、保育所の自己評価の公表を通して、間接的に単年度計画の内容について保護者との共有を図っています。また、単年度計画に関連する、「一人ひとりに寄り添った保育・支援（障害の理解）・人権意識」や「保育のみえる化」について、日々の保育をドキュメンテーションとして掲示することで、保護者との共有に努めています。また、懇談会ではパワーポイントなどに写真を入れることで、保育内容のさらなる理解につながるよう取り組んでいます。<br>・今後は、中期計画として位置づけられている「感染防止」や単年度計画の重点テーマとして挙げられている「安心・安全なまちづくり」「誰もがいきいきと暮らしつづけられるまちづくり」「地域がつながり魅力にあふれるまちづくり」等について、入園説明会等を通して、広く周知されることが期待されます。 |

## 4　福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている<br>8　保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。<br>□組織的に PDCA サイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。<br>□保育の内容について組織的に（C：Check）を行う体制が整備されている。<br>□定められた評価基準にもとづいて、年に 1 回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。<br>□評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。 | B | A | ・保育の質の向上に向けて、年間指導計画、月間指導計画等の各種指導計画を時期に応じて振り返るとともに、カリキュラム会議、幼児会議、乳児会議、クラス会議等を通して組織的に PDCA サイクルにもとづく取り組みを実施しています。<br>・保育所全体の自己評価に全職員で取り組み、評価された内容については単年度計画にも反映させています。5 年に 1 度、外部機関による第三者評価を受審しています。<br>・職員会議等で、保育所全体の自己評価について検討するとともに、行事後の振り返りや、行事後の保護者アンケートについて分析、検討する場が組織として位置づけられ実行されています。 |
| 9　評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。<br>□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。<br>□職員間で課題の共有化が図られている。<br>□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。<br>□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。<br>□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 | B | A | ・保育所全体の自己評価については、園の保育方針と園目標をもとに、今年度の課題、取り組み状況、次年度の課題・改善点の項目を設け、具体的な課題や取り組み状況が記載されています。課題等については、職員会議で共有され、自己評価担当分析記録・会議録に記録されています。<br>・保育所全体の自己評価を踏まえた課題について、具体的な取り組みにつなげています。課題の一つとして挙げている「子どもの育ちを家庭とともに」を踏まえ、プロジェクトを立ち上げ、保育の見える化に取り組んでいます。ドキュメンテーションを通して、日ごろの子どもの様子を伝えたり、行事新聞として、行事への取り組み過程を、写真と文章で伝えることなどを行っています。取り組み状況の振り返りについては、各種会議の中で、ドキュメンテーション等を使用した保育の語り合いを通して行われています。 |

## Ⅱ　組織の運営管理

### 1　管理者の責任とリーダーシップ

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　管理者の責任が明確にされている<br>10　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。<br>□施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。<br>□施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。<br>□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。<br>□平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。 | B | A | ・園長は、区の運営方針をもとに、園の状況を鑑み、行動計画・評価書を作成し、職員に提示することで自らの役割と責任を表明しています。<br>・毎月の園だよりには、子どもたちの活動の様子を踏まえた保育に対する思いや、保護者と一緒に子どもの成長を喜び合いたいことなど、園長としての役割や責任も踏まえた文書が記載されています。<br>・有事（災害、事故等）における園長の役割と責任については、神大寺保育園防災組織のフローチャートに明確化されています。フローチャートでは、園長、代行保育士、情報班、避難誘導班、初動対応班の指揮系統及びそれぞれの役割が示されています。また、園長不在時に代行保育士へ報告をすることなどの権限委任等については、緊急時連絡系統として明確化され、事務室内に掲示されています。園長及び代行保育士が不在の際は、区の担当課に連絡することも記載されています。 |
| 11　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。<br>□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。<br>□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。<br>□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。<br>□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。 | B | A | ・園長は横浜市職員行動基準や会計年度任用職員マニュアル等を通して、コンプライアンス、個人情報保護法、人権等の遵守すべき法令等の把握をしています。また、区の合同園長会や区の責任職会議等に参加し、経営等に関する法令の理解にも努めています。<br>・園長は、総合環境研修を受講し、SDGs について学ぶなど、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等の把握に努めています。<br>・全職員が行政の主催する人権研修及びコンプライアンス研修を受講しています。また、個人情報保護月次研修として、区の担当課が作成する個人情報について留意すべき点が記載された書面について、毎月全職員が内容の確認をしています。 |
| （2）　管理者のリーダーシップが発揮されている | | | ・園では、乳児会議、幼児会議、カリキュラム会議、クラス会議等内容に応じた各種会議が定期的に実施 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 12　保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。<br>□施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。<br>□施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。<br>□施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。<br>□施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。<br>□施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 | B | A | されています。各種会議の内容については、クラスリーダー等から報告を受け、保育の質の現状についての継続的な評価と分析につなげています。また、必要に応じて各種会議に参加しています。<br>・園長は、写真と文章で活動の経過や保育で大切にしている点などを伝えるドキュメンテーションの内容について日々確認し、保育内容について分析をしています。<br>・園長は職員の意見を反映し、情報共有について改善しました。改善前は、ミーティングに出席した職員が保育で出席できない職員に口頭で内容を伝えていましたが、情報共有の時間が上手く取れないという職員からの意見を踏まえ、入れ替え制にしました。改善後は、全職員が入れ替えでミーティングに参加し、代行保育士等から直接要点を聞くことで、全職員に迅速に周知できる仕組みに変更しました。<br>・園長は、年に 3 回実施される職員面談を通して、各職員に期待することや今後受講を勧める研修等について共有しています。共有された内容等を踏まえ、代行保育士は、研修計画を作成し、職員の教育・研修の充実につなげています。 |
| 13　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。<br>□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。<br>□施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。<br>□施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。<br>□施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 | B | A | ・園長は業務の実効性の向上に向けて、体制ボード、休憩ボードを使用し、事務室に掲示することで、全職員が自身や全体の勤務体制を見て確認できる仕組みが設けられています。ボードを使用し全体の職員の勤務体制を確認することで、個々の職員の勤務時間や保育に入るクラス、また休憩の際に、代わりに入る保育者などについて全職員での共有を図っています。<br>・園では分野ごとにプロジェクトチームを形成し、保育の質の向上につなげています。プロジェクトチームには、防災、リスクマネジメント、保育の中の人権、第三者評価・自己評価などがあり、自主的に会議を重ね、話し合われた内容を日々の保育につなげています。園長はプロジェクト会議の内容の報告を受け、プロジェクトメンバーによる園内研修の実施につなげるなど、組織内に同様の意識を形成するための取り組みにつなげています。また、プロジェクトメンバーで話し合うことが、職員間の共通理解やコミュニケーシ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ョンの場にもなり、業務に対してのモチベーションの向上など、働きやすい職場づくりにもつながっています。 |

## 2　福祉人材の確保・育成

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている<br>14　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。<br>□必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。<br>□保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。<br>□計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。<br>□法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。 | B | A | ・必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方については、横浜市職員行動基準ハンドブックや保育士キャリアラダーに方針が示されています。また、正規職員は市が主催する人材育成研修を受講し、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方について学んでいます。<br>・正規職員の雇用に関しては市が担い、会計年度任用職員の採用については、会計年度任用マニュアルに基づき、園長が区の担当課に相談し、人材の確保につなげています。園長は、区の担当課に相談後、区の登録者と面談し、採用につなげています。<br>・保育士キャリアラダーを通して、計画的な人材育成につなげています。保育士キャリアラダーには、子どもの発達の援助や保護者・地域に対する支援などの項目に応じて、求められる能力が記載されています。求められる能力に応じた、必要な研修項目も合わせて記載されていることで、着実な人材育成につなげています。 |
| 15　総合的な人事管理が行われている。<br>□法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。<br>□人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。<br>□一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。<br>□職員処遇の水準について、処遇改善の必要性 | B | A | ・「期待する職員像」については、横浜市職員行動基準に示されています。行動基準には、「市民・社会の要請を実現するために行動します」「市民から信頼されるよう誠実・公正に行動します」「人権と環境に配慮し、行動します」等が記載されています。また、事務所には保育姿勢として「一人ひとりの子どもの今の思いを大切にし、互いに育ち合う保育」「一人ひとりの子どもが安心できる場所や、いきいきと活動できる機会を作り、心も体も健やかに育つ保育」「一人ひとりの子どもに全職員が関わり、家庭と連携し、地域の方と共に、成長を見守り一緒に喜び合う保育」が掲示されていま |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 等を評価・分析するための取組を行っている。<br>□把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。<br>□職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。 | | | す。<br>・人事考課については、各職員の日ごろの取り組みや園長面談で使用する、目標共有シートの達成度合い等を通して園長が評価します。評価の内容については、区の担当課長と共有し、担当課長からセンター長に報告され、各職員の処遇が決定します。決定された処遇内容については、担当課長より各職員に面談を通して伝えられます。<br>・職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりとして、保育士キャリアラダーを使用しています。キャリアラダーにはステップごとに求められる能力が記載され、研修等を通して身につけていくことで、ステップアップしていく仕組みとなっています。 |
| （2） 職員の就業状況に配慮がなされている<br>16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。<br>□職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。<br>□職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。<br>□職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。<br>□定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。<br>□職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。<br>□ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。<br>□改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。<br>□福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関 | B | A | ・職員の就業状況については、庶務事務システムを使用し園長及び代行保育士が把握しています。休暇申請の際は各クラス内で調整後、代行保育士に相談します。代行保育士が園全体の勤務体制を確認後、園長に報告し職員で共有する所定の用紙に記載します。<br>・職員の心身の健康と安全の確保の観点で、休暇取得が少ない職員や、日ごろの保育の様子から休暇が必要だと感じた職員については、代行保育士が声をかけ休暇を取れるよう配慮しています。<br>・職員の悩み等を相談する機会として、年３回の園長面談が設けられています。また、定期的な面談以外にも必要に応じて相談できる体制が整っています。<br>・臨床心理士派遣事業を通して、保護者へのかかわり方などについて助言を得ています。助言を得ることで保育者の負担が減り、心身の健康の保持にもつながっています。<br>・働きやすい職場つくりの一環として、体制ボード、休憩ボードを活用し、事務室に掲示することで、全職員で勤務体制を見て確認できる仕組みが設けられています。また、年度当初に各職員の希望や保育経験年数を考慮し、防災、リスクマネジメント、保育の中の人権、第三者評価・自己評価などのプロジェクトチームを形成し、定期的に話し合う機会を設けています。話し合う機会を通して職員の交流や意思疎通などが |

| | | | |
|---|---|---|---|
| する取組を行っている。 | | | 図られ、働きやすい職場づくりの一環となっています。また、会計年度職員はクラス会議や園内研修に参加するとともに、おはなし会などの担当を持つことで、日ごろから正規職員との意思疎通が図られています。 |
| （3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている<br>17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。<br>□組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。<br>□個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。<br>□職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。<br>□職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。<br>□職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 | B | A | ・「期待する職員像」については、横浜市職員行動基準、保育士キャリアラダーに示されています。職員は行動基準やキャリアラダーを踏まえ、目標共有シートを記載しています。目標共有シートは、業務目標に対し具体的に取り組む内容や達成時期などを記載するとともに振り返り内容を記載する書式となっています。また、業務目標以外にも能力開発・能力活用等に関する目標を記載する欄も設けられています。<br>・職員一人ひとりの目標管理のための仕組みとして、目標共有シートを使用した、年3回の園長面談があります。年度初めの面談では、各職員の目標について共有するとともに、園長から期待していることや任せたい業務などを伝えています。また、目標共有シートや会計年度職員は、「子どものためにできること」「チームのためにできること」を記載する所定の用紙を使用し、園長との共有が図られています。中間面談や年度末の面談では、目標共有シートの達成度や担当業務に対する自己評価を通して、適切な進捗状況の確認が行われています。 |
| 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。<br>□保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。<br>□現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。<br>□策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。<br>□定期的に計画の評価と見直しを行っている。<br>□定期的に研修内容やカリキュラムの評価と | B | A | ・保育士キャリアラダーには保育理念が記載され、理念に基づいた、子どもの発達援助、保護者・地域に対する支援、保育を支える組織的基盤の項目ごとに求められる能力がステップ別に示されています。<br>・こども青少年局の年間研修計画と神奈川区保育連携ネットワーク構築事業研修を踏まえ、園で保育・教育研修年間計画を作成しています。保育・教育研修年間計画では、各研修を受講する職員を把握でき、策定された計画にもとづき、年間を通して研修が実施されています。<br>・研修実施後は、研修報告書を記載し、園長が確認します。確認後、日々のミーティングや会議、閲覧等を通して全職員で共有しています。また、内容に応じて、園内研修につなげることもあります。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 見直しを行っている。 | | | |
| 19　職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。<br>□個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。<br>□新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。<br>□階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。<br>□外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。<br>□職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 | B | A | ・個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等については、保育士キャリアラダーの書式を通して把握しています。<br>・新任職員に対しては、市のトレーナー研修を受講した保育者が個別的な OJT を行っています。新任職員とトレーナー研修を受講した保育者が同じクラスを担当することで、職員の経験や習熟度に合わせた育成を日々実施しています。<br>・園では、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じて、こども青少年局や区が主催する研修に積極的に参加できるよう配慮しています。こども青少年局が主催する研修では、初級、中級、上級、施設長・園長向け研修等、階層別研修が計画されています。区が主催する研修では防災研修、コーチング研修、要配慮児研修、運動遊び研修など実践的なテーマ別研修が計画されています。 |
| （4）　実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修･育成が適切に行われている<br>20　実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。<br>□実習生等の保育に関わる専門職の研修･育成に関する基本姿勢を明文化している。<br>□実習生等の保育に関わる専門職の研修･育成についてのマニュアルが整備されている。<br>□専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。<br>□指導者に対する研修を実施している。<br>□実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 | B | A | ・実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢は、実習生受け入れ基本方針・受け入れマニュアルに明文化しています。<br>・実習生受け入れ基本方針・受け入れマニュアルをもとに、実習生指導者研修を受講した職員が中心となり連絡窓口を含め対応しています。<br>・学校からの依頼内容とオリエンテーションにて、実習生の意向や学びたいこと等を把握し、実習生ごとに見学実習、部分実習、責任実習を計画しています。<br>・学校との連携として、実習中の学校担当教諭の訪問や面談を行い、継続的な連携を維持していくための工夫を行っています。 |

## 3　運営の透明性の確保

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　運営の透明性を確保するための取組が行われている<br>21　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。<br>□ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。<br>□保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。<br>□第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。<br>□法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。<br>□地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。 | B | A | ・園目標や保育姿勢、育児支援事業等については、市のホームページやピアッザと呼ばれる区内の子育て等に関する情報交換媒体を通して公開されています。<br>・苦情・相談の体制については、重要事項説明書で示されるとともに、園内や園庭の掲示板にも掲示しています。また、第三者評価の受審結果については、掲示板に掲示するとともに市のホームページにて公開されています。<br>・市のホームページには育児支援事業として、育児相談、園庭開放、交流保育、育児講座の実施内容が記載されています。また、学校や地域への園だよりの送付、門外の掲示板の育児講座等の掲示を通して、園で行っている活動等を紹介し、社会・地域に対して園の存在意義や役割を明確にするように努めています。 |
| 22　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。<br>□保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。<br>□保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。<br>□保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。<br>□外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施してい | B | A | ・保育所における事務、経理、取引等に関するルールについては、物品事務の手引き、保育園割り当て予算等に示されています。物品を購入する際は、園の物品担当者に依頼します。物品担当者は、在庫を確認し、必要物品の発注を行います。発注の際は、物品購入内訳書等の所定の様式に発注内容を記載し、園長が確認します。園長は確認後、区の担当課に提出し、受理後に購入となります。物品購入が受理されない場合等については、園長が区の担当課に不明な点について確認しています。<br>・区の総務課によるタクシー券や郵券の監査が定期的に行われるなど、園における事務、経理、取引等について定期的に確認する取り組みが行われています。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| る。 | | | |

## 4　地域との交流、地域貢献

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　地域との関係が適切に確保されている<br>23　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。<br>□地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。<br>□活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。<br>□子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。<br>□保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。<br>□個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 | B | A | ・地域とのかかわり方については、全体的な計画や市のホームページに記載されています。全体的な計画には、地域とのかかわりの項目が設けられ、開かれた保育園として子育て支援への取り組みを行う等が記載されています。<br>・園内の掲示板には、福祉保健サービスや市からのお知らせ等が掲示されています。また、地域の催し物のチラシや地域ケアプラザの案内等を自由に持ち帰ることができます。<br>・職員は区内の町内会館や自治会館などを使用し、保育施設職員が合同で実施する区民祭りやみんな de 子育てワイワイパークと呼ばれる育児講座に出張保育を行うなど、子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加するための体制が整っています。<br>・園には育児支援担当職員が配置され、育児支援事業として育児相談、園庭開放、交流保育、ランチ交流、育児講座等を実施しています。また、近隣の方に園の栽培物を届けたり、コロナ禍以前は近隣の老人施設や保育所との交流を定期的に行ったりしていました。 |
| 24　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。<br>□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。<br>□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。<br>□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。<br>□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。<br>□学校教育への協力を行っている。 | B | A | ・ボランティアの受け入れに関する基本姿勢については、受け入れマニュアルや誓約書に明文化されています。<br>・ボランティアの受け入れの際は、受け入れマニュアルに沿ってオリエンテーションを実施します。その際に、個人情報の取り扱い等に関する説明等を行い、誓約書を受け取るなど、ボランティアを受け入れる体制が整えられています。<br>・例年、中学生の職業体験の受け入れを実施しています。また、臨床心理士など専門職のボランティアの受け入れが予定されています。<br>・コロナ禍以前は、地域の読み聞かせボランティアの方が、園で素話やパネルシアター等を実施する取り組 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | みも行われていました。 |
| （２）　関係機関との連携が確保されている。<br>25　保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。<br>□当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。<br>□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。<br>□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。<br>□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。<br>□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。<br>□家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。（保育所） | B | A | ・事務室内には散歩マップが掲示され、散歩マップ内には危険個所等も記載されています。また、「散歩でいく公園の紹介」を書面としてまとめ、保護者に配布しています。書面では、園からの経路や、各公園での子どもたちの遊びの様子を紹介し情報を共有しています。<br>・事務室内には、救急・火事の際の連絡先や緊急時連絡系統などが掲示され、職員会議等を通して職員間での共有が図られています。<br>・関係機関や団体との定期的な連絡会として、要保護児童について検討するケース会議に参加し、区としての育児支援の把握と実地を担っています。スクールゾーン会議では、主に小学生の保護者、地域の方及び警察官などが参加し、スクールゾーンにおける安全等について話し合っています。具体的な取り組みとして、信号の点滅の長さなどについて話し合い、安全面を踏まえ点滅時間を長くするなどの実績につなげました。さらに市立園として「保育の質及び専門性の向上」「地域子育て支援の充実」「保育のセーフティネットの構築」「地域の保育・教育施設の連携推進」を図ることを目的とする、保育資源ネットワーク構築事業に取り組んでいます。保育資源ネットワーク構築事業では、区内のネットワーク事務局園にネットワーク専任保育士が配置されています。ネットワーク専任保育士は、保育・教育施設間の連携や交流のための「つなぎ役」を担い研修のご案内や情報共有等を行っています。これらの情報は、定期的に区内の市立園３園で実施される責任職会議で共有されています。「神奈川区保育所子育て支援連絡会」と「神奈川区ネットワーク構築事業」が両輪となって、地域の子育て支援の充実や区内の保育・教育施設の連携等に取り組んでいます。<br>・家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、虐待対応マニュアルに沿って対応する体制が整えられています。また、必要に応じて児童相談所や区の担当課との連携を図る体制が整えられています。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （3） 地域の福祉向上のための取組を行っている。<br>26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。<br>□保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 | B | A | ・地域の福祉ニーズについては、あかちゃんの駅の取り組み、園庭開放、交流保育等を通して把握しています。転勤層の多い地域のため、育児について相談する人が少なく、ネット等の情報で育児不安につながっている方も多いことなどが挙げられます。<br>・園見学の案内を通して、障害を持つ子どもに対する保育ニーズの高まりなどについて把握しています。 |
| 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。<br>□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。<br>□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。<br>□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。<br>□保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。<br>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 | B | A | ・把握された福祉ニーズにもとづき、園では、保護者のリフレッシュも踏まえた一時保育の受け入れや園庭開放、交流保育、ランチ交流、育児講座等を実施しています。また、地域育児支援事業として、区内の町内会館や自治会館などを使用し、保育施設職員が合同で実施する育児講座のみんな de 子育てワイワイパークに職員が出張保育で参加するなどの取り組みを行っています。<br>・主に小学生の保護者、地域の方及び警察官などが参加し実施されるスクールゾーン会議で、スクールゾーン内でカーブミラーが必要な個所などについて話し合うなど、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献しています。また、コロナ禍以前は近隣の草むしり活動にも参加していました。<br>・地域との連携として、自治会館が所有する土地の使用許可を得て、園外への新たな避難経路を確保するなどの取り組みを行いました。 |

## Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

### 1　利用者本位の福祉サービス

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　利用者を尊重する姿勢が明示されている<br>28　子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。<br>□理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。<br>□子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。<br>□子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。<br>□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。<br>□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。<br>□子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。（保育所）<br>□性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。（保育所）<br>□子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。（保育所） | B | A | ・子どもを尊重した保育の実施については、全体的な計画に、保育理念、保育方針、園の保育目標、保育姿勢が明示されています。具体的な取り組みについてはドキュメンテーションを通した保育の語り合いや、各種会議にて検討されるとともに、日々の保育実践につなげています。<br>・子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」については、市作成の「よこはま☆保育・教育宣言」や「よこはまの保育」に明示され各種会議等で倫理綱領を踏まえた主体性について検討する機会が設けられています。また、全職員は行政が主催する人権研修を受講するとともに、園内研修にてさらに理解を深める取り組みを行っています。<br>・子どもを尊重した保育に関する基本姿勢は全体的な計画に保育姿勢として明示され、各年齢の年間指導計画にクラスの保育姿勢として反映されています。<br>・子どもが互いを尊重するための具体的な取り組みとして、異年齢交流による行事への取り組みが挙げられます。異年齢交流は、朝や夕方の異年齢で過ごす時間だけでなく、年間で異年齢交流の計画を立て、行事のための装飾を 3，4，5 歳児のグループで協同して作るなどの取り組みが行われています。行事への取り組みでは、子どもの興味や関心を大切にしながら計画や内容を検討することで子ども同士が意見を尊重できるよう配慮しています。一例として、観察時には 5 歳児がカレンダー制作に取り組む際に、各月のイメージを出し合い、制作内容を決めていく取り組みが行われていました。<br>・子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心については、重要事項説明書の冒頭や、保育園の保育と特性等に記載されるとともに、各クラス別の懇談会にて保護者の理解を図る取り組みを行っています。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 29　子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。<br>□子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。<br>□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。<br>□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。<br>□子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 | B | A | ・子どものプライバシーの保護については、横浜市職員行動基準、個人情報保護マニュアル等が整備され、職員会議等を通して職員への理解が図られています。また、全職員が行政の主催する人権研修及びコンプライアンス研修を受講しています。さらに、個人情報保護月次研修として、区の担当課が作成する、個人情報について留意すべき点が記載された書面について、毎月、全職員が内容の確認をしています。<br>・一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れる設備等の工夫として、身体測定時の衝立の使用、夏期シャワー時のシャワーカーテンの使用等を行っています。<br>・入園時には必ず、重要事項説明書にて、写真や動画の使用について、保護者に説明するとともに、同意書をいただいています。 |
| （2）　福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている<br>30　利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。<br>□理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。<br>□保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。<br>□保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。<br>□見学等の希望に対応している。<br>□利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 | B | A | ・市のホームページや区の広報誌、またピアッザと呼ばれる区内の子育て等に関する情報交換媒体に、園の理念や基本方針、保育の内容、育児支援事業等について掲載するなど、多くの人が必要な情報を入手できるよう取り組んでいます。<br>・理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した保育園のしおりには、クラス編成や一日の流れ、年間の主な行事、特色等が記載されています。また、地域子育て支援について、育児相談、育児講座、一時保育、園庭開放等の情報を記載しています。さらに、門外には育児支援用掲示板を設け、交流保育のお知らせや園だよりなどを掲示しています。掲示内容は適宜見直しを実施しています。<br>・園見学は、電話で日程を調整し、希望に合わせて随時受け入れています。園見学の対応は、代行保育士が担い、個別に丁寧な説明を実施しています。 |
| 31　保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。<br>□保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 | | | ・保育の開始にあたっては、入園説明会にて、園長がパワーポイントを使用し重要事項説明書の説明を行い、持ち物については実物の提示をするなど、わかりやすく説明する工夫が図られています。説明内容を踏まえ、保護者からの同意を得ています。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。<br>□説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。<br>□保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。<br>□特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 | B | A | ・特に配慮が必要な保護者への説明については、ルール化され、適正な説明、運用が図られています。一例として、アレルギー児への対応は、市の書式である生活管理指導票、緊急時個別対応票を使用し説明しています。また、毎月アレルギー面談を実施しています。アレルギー面談には、保護者、園長、調理士、担任が参加し、毎月の献立を照らし合わせ、提供する食材の確認を行っています。 |
| 32　保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。<br>□保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。<br>□保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。<br>□保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 | C | B | ・保育所の変更にあたっては、区の担当課を通して必要に応じた情報共有を行っています。<br>・保育所の利用が終了した後の相談窓口として、担当者の設置はしていませんが、子どもや保護者等に対し、いつでも来園できることなどを伝えています。 |
| （3）　利用者満足の向上に努めている<br>33　利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。<br>□日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。（保育所）<br>□保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。<br>□保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。<br>□職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。<br>□利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。<br>□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善 | B | A | ・日々の保育の中で、子どもの発達や興味関心、つぶやきなどを把握し、保育に取り入れています。一例として、3歳児クラスでオオカミに興味を持ったことから、オオカミと七ひきの子ヤギの話を踏まえ、園庭にオオカミを探しに行ったり、オオカミのお腹の中に入れる石や木などを探す遊びを取り入れています。また、「オオカミさん今何時」などルールのある遊びも取り入れています。また、子どもの「恐竜が好き」というつぶやきを受け止め、室内に恐竜の絵本を置くなどの取り組みが行われています。<br>・保護者に対し、利用者満足に関する調査として、年に1回の園全体に関する保護者アンケートをはじめ、運動会、発表会等の行事後にもアンケートを実施しています。<br>・アンケート内容に関しては、全体職員会議において全職員で共有するとともに、分析・検討し具体的な改善が行われています。一例として、コロナ禍のため行 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| を行っている。 | | | 事の際の写真撮影は制限を設けていましたが、保護者からゴール時の写真撮影を希望する意見を踏まえ、保護者会選出の代表保護者による撮影及び販売の試みという改善の取り組みにつなげました。 |
| （4） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている<br>34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。<br>□苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。<br>□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。<br>□苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。<br>□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。<br>□苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。<br>□苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。<br>□苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 | B | A | ・苦情解決の体制については、相談・苦情受付窓口をクラス担任または代行保育士とし、相談・苦情解決責任者を園長としています。また、第三者委員を設置して、変更があった際は掲示にて知らせています。これらの内容は、重要事項説明書に苦情解決制度の項目を設け、目的、保育園の苦情受付相談の体制、苦情解決のための仕組みとして図などを使用し、分かりやすく記載しています。また、玄関に意見箱を設置し、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っています。<br>・苦情内容については、苦情・相談報告書、保護者対応の記録に記載し、適切に保管されています。また、日々の保育の中で把握された苦情内容や意見等に関しては、園長を含め職員で検討した上で、迅速な対応を行っています。一例として、園に悪質な電話が続いたため、安全面の配慮から、電話を受けた職員が名前を名乗らないようにしました。そのため、保護者が電話をした際に、誰に連絡をしたかが分からないという意見が出されました。意見を踏まえ、電話で連絡を受けた際に、内容が分かり次第、職員が名前を名乗るという方法に変更しました。検討内容や対応策については、意見を申し出た保護者に直接返答しています。 |
| 35 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。<br>□保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。<br>□保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。<br>□相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 | B | A | ・保育内容に関する相談・要望・苦情については、重要事項説明書に記載され、苦情受付担当者は代行保育士またはクラス担任、苦情解決責任者は園長と記載されています。また、市長が委嘱した3名の苦情解決第三者委員の氏名と連絡先とともに、直接第三者委員へ申し出を行うことができる旨も記載されています。さらに、横浜市福祉調整委員会事務局にも申し出ができる旨を記載しています。<br>・相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保として支援ルームを利用し、面談を実施しています。 |
| 36 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | | | ・連絡帳のやり取りや、送迎時に子どもの様子を伝える等のコミュニケーション、また、各クラスの日ごろ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。<br>□意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。<br>□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。<br>□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。<br>□意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。<br>□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 | B | A | の活動の様子について、毎日、写真と文章で活動の経過や保育で大切にしている点などを伝えるドキュメンテーションの掲示を通した情報共有を行うことで、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮しています。<br>・意見箱の設置や行事後のアンケートの実施、また年に１回実施される、園全体に関する保護者アンケートを通して、保護者の意見を積極的に把握する取り組みが行われています。保護者からの意見は、職員間で検討し常に迅速な対応を行っています。<br>・意見等にもとづき、保育の質の向上に取り組んでいます。一例として、保育が見えないという保護者からの意見に対して、コロナ禍における感染対策に配慮した上で、保育参観を再開しました。保育参観後には個人面談を設け、子どもの成長の様子等について共有する機会となっています。<br>・苦情対応についてのマニュアルは、その都度必要に応じて見直すとともに、年度末に定期的な見直しが行われています。 |
| （５）　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている<br>37　安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。<br>□リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。<br>□事故発生時の対応と安全確保についての責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。<br>□子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。<br>□収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。<br>□職員に対して、安全確保・事故防止に関する | B | A | ・リスクマネジメントに関する責任者の明確化については、安全管理マニュアル、リスクマネジメント、事故対応マニュアル、通院マニュアル等で責任者を明確にしています。<br>・事故発生時の対応と安全確保についての責任、手順等については、事故対応マニュアルに示され、職員に周知が図られています。<br>・子どもの安心と安全を脅かす事例の収集については、事故報告書及びヒヤリハット報告にて積極的に行われています。事故報告書やヒヤリハットの内容については、ミーティングや各種会議で検討し、改善につなげています。一例として、1，2歳児で使用している連絡帳を保護者が迎えに来た際に渡し忘れることが続いたため、改善策を検討し、朝の受け入れ時に連絡帳を受け取った際に、各子どものマークが貼ってあるクリップを連絡帳につけ、返却時に保護者がクリップを取るという仕組みにしました。<br>・職員に対して、事故防止研修の実施やヒヤリハットの共有を通して、安全確保・事故防止に関する周知を |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 研修を行っている。<br>□事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 | | | 行っています。<br>・事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、遊びの約束、散歩マニュアル、呼吸チェック表を通して、定期的に評価・見直しを行っています。 |
| 38　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。<br>□感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。<br>□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。<br>□担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。<br>□感染症の予防策が適切に講じられている。<br>□感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。<br>□感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。<br>□保護者への情報提供が適切になされている。<br>（保育所） | B | A | ・感染症対策について、園長・代行保育士を中心に管理体制が整えられています。感染症の予防と発生時等の対応として、感染症防止マニュアルを整備し、職員に周知を図っています。<br>・市立園在籍の看護師が年に 2 回訪問し、園児に健康についての指導等を行っています。一例として、鼻のかみ方や生活習慣の大切さについての指導や、視覚的に裂いたスズランテープを使用して、くしゃみの飛沫の様子を伝えるなどの取り組みも行われています。また保育者は、看護師に健康面やけが等の対応、衛生環境面の質問等を行い、助言を得る機会にもなっています。<br>・感染症が発生した際には、感染防止マニュアルに沿って迅速な対応が行われています。一例として、嘔吐処理の実践研修を踏まえ、実際の嘔吐対応時には、室内に設置されている嘔吐処理セットを使用し適切な嘔吐処理が行われています。<br>・感染症が発生した際は、門内にあるみんなの掲示板に感染症名と人数、症状等を掲示するとともに、各クラスのドキュメンテーションの掲示ファイルの中にも掲示内容を入れることで情報提供を行っています。また、保健だよりや感染症だより等を通した情報提供も行われています。 |
| 39　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。<br>□災害時の対応体制が決められている。<br>□立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。<br>□子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。<br>□食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 | B | A | ・災害時の対応体制は、安全管理マニュアル、防災マニュアル、神奈川区防災計画等に記載されています。また、神大寺保育園防災組織にフローチャートとして、園長、代行保育士、情報班、避難誘導班、初動対応班の指揮系統及びそれぞれの役割が示され、事務室に掲示されています。<br>・落下防止対策として、揺れを感じると自動的にロックされる戸棚の設置や玩具棚等の下に転倒防止用のストッパーを敷いた玩具棚の設置などの取り組みが行われています。<br>・子ども、保護者及び職員の安否確認の方法について |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 | | | は、災害伝言ダイヤルを使用しています。<br>・毎年１回、防災キャンプと呼ばれる取り組みが行われています。防災キャンプでは、子どもたちによる簡易組み立ての段ボールトイレの体験やヘルメットの装着、発電機を使用した扇風機の稼働などの取り組みを行っています。また、非常食の試食も行っています。併せて引き取り訓練の際に、防災キャンプで使用した簡易トイレや備品などを並べ、保護者にも知ってもらう機会を設けています。<br>・事務室には区と直接つながる無線が設置され、年に２回、無線を使った訓練を行っています。 |

## 2　福祉サービスの質の確保

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| （1）　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している<br>40　保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。<br>□標準的な実施方法が適切に文書化されている。<br>□標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。<br>□標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。<br>□標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。<br>□標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。（保育所） | B | A | ・標準的な実施方法については、よこはま☆保育・教育宣言、よこはまの保育、横浜市職員行動基準、全体的な計画等に適切に文書化されたものを使用しています。また、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護についても、標準的な実施方法で使用している各種様式に明示されています。<br>・標準的な実施方法については、乳児会議や幼児会議、またクラス会議やカリキュラム会議等で各クラスがドキュメンテーションを持ち寄り、保育について語り合う中で、具体的な保育内容についての意見交換を行い、標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認しています。<br>・標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとならないよう、ドキュメンテーションの共有を通して、子ども一人ひとりの興味や関心、発達に応じた月間指導計画及び個別指導計画を作成しています。 |
| 41　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。<br>□保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。<br>□保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定 | | | ・標準的な実施方法については、区からの通達や監査での注意事項を踏まえて年度末に見直すなど、検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められています。また、日ごろから具体的な保育内容や保育の中で気付いたことを踏まえて、適宜、見直しが図られ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 期的に実施されている。<br>□検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。<br>□検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。 | B | A | ています。例として、ボール遊びで怪我が続いたことを踏まえ、遊びの約束を見直したり、幼児が下痢をした際は蓋がない便器の飛沫防止の観点から、便器を新聞紙で覆ってから水を流すなどの取り組みにつなげていることが挙げられます。<br>・全職員が実施する保育所の自己評価の内容を踏まえ、標準的な実施方法を見直すなど、検証・見直しにあたっては、職員からの意見や提案が反映されるような仕組みになっています。 |
| （2） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている<br>42　アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。<br>□指導計画策定の責任者を設置している。<br>□アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。<br>□さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。<br>□全体的な計画にもとづき、指導計画が策定されている。（保育所）<br>□子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。（保育所）<br>□計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。<br>□指導計画にもとづく保育実践について、振返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。（保育所）<br>□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 | B | A | ・指導計画の策定は、各クラス担当者が行い、園長が確認し、園長を最終責任者としています。<br>・入園の際は、入園面談を行うとともに、入園の際に保護者が提出する児童票、健康台帳等を通して子どもの生活状況や身体状況等の把握をしています。在園児については、個別指導計画、個人日誌、保育日誌、経過記録、乳児連絡帳等を通して適切なアセスメントにつなげています。<br>・療育センターによる巡回相談、児童相談所との連携、区の担当課との情報共有、委託調理会議等を通して、さまざまな職種の関係職員や、必要に応じて保育所以外の関係者も参加して、アセスメント等に関する協議を実施しています。<br>・全体的な計画にもとづき、年間指導計画、月間指導計画、週案、日案が策定されています。<br>・送迎時の保護者との会話や聞き取り、個人面談の内容等を通して、トイレトレーニングや箸の使用など、保護者等の具体的なニーズを把握し、個別指導計画や個別の配慮事項に反映させています。<br>・クラス会議やカリキュラム会議、またケース会議を通して、指導計画にもとづく保育実践についての振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能しています。<br>・支援困難なケースの対応については、要保護児童に関する各機関の担当者が集って行うケースカンファレンスや区の担当課との連携を通して、積極的かつ適切な保育の提供を行っています。 |
| 43　定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 | | | ・週案、月間指導計画、年間指導計画などの各種指導計画は、定められた時期に見直しが行われています。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。<br>□見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。<br>□指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。<br>□指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。<br>□評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。（保育所） | B | A | 全体的な計画は、プロジェクトメンバーを中心に、全職員で年度末に振り返りが行われる仕組みとなっています。<br>・見直しによって変更した指導計画の内容については、カリキュラム会議、クラス会議を通して関係職員に周知する手順となっています。<br>・指導計画を緊急に変更する場合は、クラス会議、乳児・幼児会議、リーダー会議を踏まえ、園長に報告され、全体に周知する仕組みとなっています。<br>・指導計画の評価・見直しにあたっては、家庭との連携を踏まえ、指導計画に反映するよう取り組んでいます。家庭との連携では、連絡帳や掲示板を通して園からの情報を伝えるとともに、送迎時のコミュニケーションや個人面談等を通して家庭での情報が得られるよう努めています。共有された内容については、個別支援計画に反映させています。<br>・評価した結果については、各種指導計画の作成に生かされています。 |
| （3） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている<br>44 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。<br>□子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。<br>□個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。<br>□記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。<br>□保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。<br>□情報共有を目的とした会議の定期的な開催の取組がなされている。 | B | A | ・子どもの発達状況や生活状況等は、個別指導計画、個人日誌、保育日誌、経過記録、乳児連絡帳等の、園が定めた統一様式によって把握し記録しています。<br>・個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを、記録により確認することができます。<br>・記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、代行保育士はドキュメンテーションの書き方等について指導しています。一例として、文章で伝える際には、現在の育ちで大切な部分を伝えるようにしたり、同じ内容等が続いていないかなど、記載する際の留意点を伝えています。<br>・保護者から得られた情報について、内容に応じて必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されています。一例として、児童相談所が関連するケースでは、個人情報保護の観点も踏まえ、園長、代行保育士、クラス担任など、日々直接かかわる職員のみで詳細を把握するなどの仕組みが整備されています。<br>・情報共有を目的とした会議として、勤務開始時のミーティング、職員の入れ替え体制を取って、全職員に周知する昼のミーティングが定期的に実施されてい |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ます。 |
| 45　子どもに関する記録の管理体制が確立している。<br>□個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。<br>□個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。<br>□記録管理の責任者が設置されている。<br>□記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。<br>□職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。<br>□個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 | B | A | ・子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する方針については、個人情報保護マニュアル等に定められています。保存及び廃棄に関しては保存文書期間遵守後、廃棄文書としています。<br>・記録管理の責任者を園長とし、個人情報の記載がある書類等は施錠される書庫で管理するなど適切な管理が行われています。<br>・記録の管理については、区の担当課長による個人情報保護研修を全職員が受講しています。また、個人情報保護月次研修として、区の担当課が作成する、個人情報について留意すべき点が記載された書面について、毎月全職員が内容の確認をしています。<br>・個人情報の取り扱いについては、写真や動画の掲載の有無等、重要事項説明書を通して保護者等に説明し、同意を得ています。 |

## 内容評価基準（20 項目）A－Ⅰ　保育内容

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| A－１－(１)　全体的な計画の作成<br>1. 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。<br>□全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。<br>□全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。<br>□全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。<br>□全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。<br>□全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。 | B | A | ・全体的な計画は、保育所の社会的責任、保育資源ネットワーク、人材研修等の項目が設けられ、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成されています。<br>・全体的な計画は、保育経験年数が長い職員で構成されたプロジェクトメンバーを中心に、全職員で年度末に振り返りが行われる仕組みとなっています。クラスごとに担当クラス及び前後の年齢に記載されている内容を確認し、日ごろの保育の実態と照らし合わせ、必要に応じて修正を行っています。修正された内容は職員会議において全職員で見直し、子どもの発達や姿と照らし合わせ、次年度の計画を作成しています。 |

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| A－１－(２)　環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開<br>2. 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。<br>□室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。<br>□保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。<br>□家具や遊具の素材、配置等の工夫をしている。<br>□一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち | B | A | ・各クラス、事務室に CO2 センサーを設置し、二酸化炭素の濃度を数値化して把握することで、適宜必要な換気を行っています。また、CO2 センサーには温湿度計の機能もあり、必要に応じて空調設備を使用することで常に適切な状態を保持できるようにしています。<br>・発達や子どもの興味・関心に応じて、家具や遊具の素材、配置等の工夫を行っています。一例として、つかまり立ちから歩行への発達に応じて、動線や玩具棚等の配置を変更しました。また、子どもの興味・関心に応じて、ごっこ遊び、机上遊び、積み木遊びなどのコーナーの配置を変える、空間を拡げる、玩具を入れ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 着ける場所がある。<br>□食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。<br>□手洗い場、トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。 | | | 替えるなどの取り組みが行われています。また、季節に応じた絵本の入れ替えも行っています。<br>・一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着いて過ごしたりできる場所として、マットや子ども用のソファーを設置するなどの取り組みが行われています。<br>・食事や睡眠のための生活空間においては、午睡時はテーブルをたたみ、茵蓙を敷いて安心して午睡ができる空間を確保しています。また、奥の空間が落ち着きやすい子など、個々の子どもに応じた落ち着く空間の確保に配慮しています。<br>・手洗い場やトイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすいよう、スリッパを置く位置にスリッパのイラストを貼ったり、手の洗い方や、排泄の手順をイラストで示したりするなどの取り組みが行われています。 |
| 3. 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。<br>□子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。<br>□子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。<br>□自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。<br>□子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちにそって適切に対応している。<br>□子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。<br>□せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。 | B | A | ・子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握するため、入園面談や個人面談等を通して、個々の子どもの家庭での様子を把握しています。<br>・子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、また、子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちにそって適切に対応できるよう、乳児クラスは緩やかな担当制を取り入れています。緩やかな担当制では、1歳児から 2 歳児に進級する際に持ちあがりの保育者が担当し子どもが安心感を持てるように配慮しています。また、個々の子どもにとって、安心できる保育者が主となってかかわりながら、他の保育者とのつながりを作っていく取り組みが行われています。<br>・全職員が全国保育士会の人権チェックリストを活用し、言葉がけを見直す機会を設けています。他園の職員が保育を観察し意見を交換する公開保育も、すぐに声を掛けるのでなく待つことなど、言葉がけについて振り返る機会になっています。<br>・保育士は、待つことや、子どもが選択すること、また「どうしたらよいか」「どうしてそうするか」などを投げかけるなどの取り組みを通して、子ども自身が考える機会を持つことを大切にしています。また、「走らない」ではなく「歩きましょう」など、禁止語や否定語を使わず肯定的に伝えるよう取り組んでいます。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4. 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。<br>□一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。<br>□基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。<br>□基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。<br>□一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。<br>□基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。 | B | A | ・一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、保護者との送迎の際のコミュニケーションや連絡帳、また個人面談等を通して家庭と情報共有をしながら援助を行えるよう配慮しています。一例として、午睡やトイレトレーニング、箸の使用などは、家庭と園との共通認識のもと、同じ対応ができるよう取り組んでいます。<br>・基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、子ども自身が行う姿を見守り、達成感を感じられるよう配慮しています。また手の洗い方や排泄の仕方などをイラスト等で視覚的に示すことで、子どもが自ら取り組めるよう環境を整備しています。手の洗い方に関しては、園独自の手洗いに合わせた歌を作成し、楽しみながら手洗いができるよう工夫しています。さらに、トイレトレーニングの進み具合に応じて、子どもが自分でおむつや着替えを取れるように環境を見直すなどの取り組みも行われています。<br>・一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるよう、マット等を利用した休息できるスペースの確保や、遊びの種類ごとにコーナーを分けた静と動の活動の空間の確保などに配慮しています。<br>・基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、年間の保健計画を作成し取り組んでいます。一例として、生活リズムの大切さや鼻のかみかた、手の洗い方等について、子どもが理解できるよう、イラストを使用して説明するなどの取り組みが行われています。 |
| 5. 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。<br>□子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。<br>□子どもが自発性を発揮できるよう援助している。<br>□遊びの中で、すすんで身体を動かすことができるよう援助している。 | | | ・子どもが自主的・自発的に生活と遊びができるよう、子どもの興味、関心を把握し環境設定や保育の内容に取り入れています。一例として、子どものオオカミへの興味を踏まえ、「オオカミさん今何時？」などのルールのある遊びを取り入れたり、子どもの「恐竜に興味がある」というつぶやきを受け止め、恐竜の本を室内に置くなどの取り組みが行われています。<br>・遊びの中で、すすんで身体を動かすことができるよう援助しています。朝夕の園庭遊びや、室内でのリズ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。<br>□生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。<br>□子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。<br>□社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。<br>□身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。<br>□地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。<br>□様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。 | A | A | ム遊びや運動遊び、また近隣の散歩などを行っています。園庭遊びでは、近隣の理解もあり、子どもたちの声の大きさなどを気にすることなく、伸び伸びと遊ぶことができます。<br>・生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう集団遊びや協同遊びを取り入れています。一例として、年齢に応じたルールのある遊びや、行事の際に共同制作を行うなどの取り組みが行われています。夏祭りの際には、たこ焼き屋さんやアイス屋さんなど出店で使用する食べ物や看板などを異年齢のグループで制作しました。<br>・地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会として、近隣の土木事務所から、七夕の時期に笹をもらい、その際に竹を切る様子などを見学させてもらっています。お礼として、子どもたちの制作物のプレゼントを渡すなどの交流が行われています。また、年に１回消防署の方が来園し避難訓練を実施したり、近隣散歩の際に消防署に立ち寄り、はしご車の中を見せてもらうなどの交流が図られています。お礼に園児が手紙を届けたり、消防署の方が防災の事を知ってもらいたいという想いから、オリジナルの紙芝居を作成し園に届けてくれたりする交流も行われています。地域交流として、園に遊びに来た親子と一緒に近隣の散歩をするなどの取り組みが行われています。<br>・様々な表現活動が自由に体験できるよう、紙やペンなど描画の道具を常設したり、ブロックなどで作った作品を置くことができるスペースを確保し継続した遊びに取り組めるよう配慮しています。 |
| 6. 乳児保育（0 歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。<br>□0 歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。<br>□0 歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。<br>□子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。 | | | ・非該当 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □0 歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。<br>□0 歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。<br>□0 歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。 | | | |
| 7. 1 歳以上 3 歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。<br>□一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。<br>□探索活動が十分に行えるような環境を整備している。<br>□子どもが安定して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。<br>□子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。<br>□保育士等が、友だちと関わりの仲立ちをしている。<br>□様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。<br>□一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。 | B | A | ・一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもの育ちを見極め、子どもの気持ちを受容し、見守る姿勢で援助することで子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。<br>・探索活動が十分に行えるよう、毎朝の室内、園庭の安全点検の実施及び遊具や玩具、環境の定期的な見直しを行っています。定期的な見直しでは、毎朝の安全点検をもとに、危険物を取り除き、安全に遊べる空間の確保に取り組んでいます。また、室内では子どもたちの興味や関心に応じて、お手玉や乳児サイズの手作りエプロン、人形や型はめなど玩具を用意し、自ら選んで取り出せる環境を整備しています。<br>・子どもが安定して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、子どもの遊びの発展に応じて、興味を喚起できるような保育者の声掛けや、絵本、玩具等の設定を行っています。一例として、ドングリ集めに興味を持った際にドングリを使って製作したり、育てたサツマイモのツルを使ってリース作りをするなどの季節に応じた取り組みが行われています。<br>・子どもの自我の育ちや友だちとの関わりの仲立ちとして、一人ひとりの気持ちを受け止め、言葉に出来ない、ならない気持ちに寄り添い援助していくことを大切にしています。一例として喧嘩などが起きた際は、「いやだったのね」など、互いの子どもの気持ちを受け止め代弁し、互いの気持ちが通じ合えるよう援助しています。その際に、保育者の判断でなく子どもの気持ちを受け止めることを大切にしています。このような関わりを積み重ねる中で、自ら玩具を貸すなどの姿も見られるようになっています。<br>・日ごろの送迎時のコミュニケーションや連絡帳、個人面談等を通して、保護者と子どもの成長や発達を共有し、一人ひとりの子どもの状況に応じた、家庭と連 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 携した取り組みや配慮につなげています。 |
| 8. 3 歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。<br>□3 歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。<br>□4 歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。<br>□5 歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。<br>□子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。 | B | A | ・3 歳児の保育に関しては、友だちと遊ぶことに興味や関心が出てくることを踏まえ、タッチをしたら鬼が変わるなど簡単なルールのある遊びから始めて、友だちと遊ぶことが楽しいという経験を積むことを大切にしています。まだ自己主張を上手にコントロールできないことを踏まえたうえで、保育者が仲立ちしながら集団の中で安定して遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるよう配慮しています<br>・4 歳児の保育に関しては、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともにさまざまな活動を楽しめるよう配慮しています。一例として、鬼ごっこでタッチをされてしまい、負けることへの悔しさから、それを認めない子どもに対して、子どもの気持ちに寄り添いながら、保育者が判断するのではなく「なんでそうするのか」「どうしてそうするのか」を子どもとともに考えることで、子ども自らが納得できるようなかかわりをしています。<br>・5 歳児の保育に関しては、遊びの中で友だちと協力したり助け合う姿や仲間と相談して作戦を考えるなどの遊びが見られるようになってきます。また、行事等の中でも、友だちがセリフを忘れている場面でさりげなく教えるなど、協力して一つのことをやり遂げるといった姿も見られるようになってきます。保育者はこれらの子どもの姿を十分に認めることで、協力してやり遂げたことへの自信や達成感につながるよう配慮しています。<br>・子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域等に伝える工夫の一環として、日々の写真と文書で作成したドキュメンテーションや保育参観、小学校へ園だよりを送付したりするなどの取り組みが行われています。 |
| 9. 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。<br>□建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。<br>□障害のある子どもの状況に配慮した個別の | | | ・玄関にスロープを設置し、出入口は段差がなくバリアフリーの構造にするなど、障害に応じた環境整備に配慮しています。<br>・クラスの指導計画をもとに、障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成しています。計画にもとづき、子どもに分かりやすいよう写真やイラス |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。<br>□計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。<br>□子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。<br>□保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。<br>□必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。<br>□職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。<br>□保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 | B | A | ト、文字などを使用して個々の理解に合わせた個別のかかわりを行っています。また、集団から離れたい際は、衝立を利用するなど、子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。<br>・療育センターが主催で行う要配慮児童研修を受講し、子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるよう援助しています。一例として、1日のクラスのスケジュールをホワイトボードで示し、文字やイラストで伝えることで、障害のある子どもだけでなく、クラス全体が同じ内容を理解しやすいよう工夫しています。<br>・保護者との連携については、個人ノートの利用や送迎の際のコミュニケーション、また個人面談や保育参観を通して情報共有し、園での配慮事項に反映させています。<br>・療育センターによる巡回訪問時や、区の担当課及び福祉保健センター、園医から助言を受けています。 |
| 10. 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。<br>□1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。<br>□家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。<br>□子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるように配慮している。<br>□年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。<br>□保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。<br>□子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。<br>□担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。 | B | A | ・1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取り組みとなるよう、月間指導計画には、体調に留意し、ゆっくりと過ごせるようにするなど配慮事項が記載されています。<br>・家庭的でゆったりと過ごせるよう1，2歳児と3歳以上児で過ごす場所を変え、少人数で過ごせるよう配慮しています。また、状況に応じて4，5歳児クラスのパーテーションを使用しスペースを区切ることで、それぞれがおだやかに過ごせる空間づくりに配慮しています。<br>・年齢の異なる子どもが一緒に過ごす際は、子どもの人数に応じた落ち着ける空間を確保するとともに、保育者のゆったりしたかかわりや、玩具の選定、コーナー等の設定することで一人ひとりの子どもがくつろいで過ごせるよう配慮されています。<br>・保育時間の長い子どもに配慮し、補食の提供を行っています。<br>・引継ノートを使用し、子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っています。引継ぎノートには、朝の受け入れ時に、保護者からの伝達事項を記載し、朝のミーティング時に共有します。夕方は引継ノートと口頭にて担任から遅番担当に引き継ぎます。遅 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 番担当は、保護者に伝達した際に保護者から受けた内容をクラスのノートに記載し、翌朝担任が確認できるようにしています。<br>・担任の保育者と保護者との連携が十分にとれるよう、必要に応じてシフトを交替し、担任と保護者が直接話す時間を設けるよう配慮しています。 |
| 11. 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。<br>□計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。<br>□子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。<br>□保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。<br>□保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。<br>□施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。 | B | A | ・全体的な計画に幼保小連携の項目があり、アプローチカリキュラムや幼保小連携教育交流事業等について記載され、それにもとづいた保育が行われています。一例として、年長児には当番活動の機会を設け、幼児期にふさわしい生活を通して小学校の生活や学びにつながるよう配慮されています。当番活動ではクラスの出席人数の確認・報告や、給食で使用する食材を確かめて、フェルトで作られた食材を赤、黄、緑の3つの食品群に分類し所定の場所に貼る、栽培物の水やりなどの取り組みが行われています。また、飼育している亀の甲羅を洗い、餌をあげるなどの取り組みも行われています。それぞれの当番の担当はホワイトボードに記入され、子どもが自ら確認できるよう配慮しています。<br>・保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、懇談会の資料に、就学に向けて上履きやハンカチを使用することや、午睡時間を短縮することなどを記載し、説明しています。また、日々のドキュメンテーションの中で、実際に子どもたちがハンカチを使用している様子などを伝えています。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ・保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修の場として、幼保小連携会議や研修に参加しています。<br>・保育所児童保育要録は、年長児担任が作成し、代行保育士や関係職員が確認し、園長が最終確認をしています。 |
| A－１－(３)　健康管理<br>12. 子どもの健康管理を適切に行っている。<br>□子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。<br>□子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。<br>□子どもの保健に関する計画を作成している。<br>□一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。<br>□既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。<br>□保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。<br>□職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。<br>□保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。 | B | A | ・子どもの健康管理に関するマニュアルとして、健康・保健衛生マニュアルが整備されています。毎日の健康記録は、1，2 歳児は連絡帳、3 歳児以上は毎日の体温と体調を記載するはげんきカードを使用し、一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。<br>・子どもの体調悪化・けがなどについては、担任または引継者から保護者に伝えるとともに、事後の確認を行っています。<br>・子どもの保健に関する計画として、年間保健計画を作成しています。年間保健計画は 4 期に分け、生活リズムを身につける、歯の大切さを知る、風邪の予防の仕方を知る、寒さに負けない身体作りをするなど、期に応じた目標を立て具体的な取り組みにつなげています。<br>・既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報は入園時や個人面談等を通して把握しています。予防接種については重要事項説明書に、受診後は担任に伝えてほしい旨が記載されています。伝達後、保護者は園で保管している健康台帳に必要事項を記載します。また、個人面談で最新の接種状況を確認しています。<br>・SIDS 予防マニュアルや睡眠チェック表の活用、園内研修を通して職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取り組みを行っています。保護者に対しては入園説明会で説明するとともに送迎時のコミュニケーション等の中で、うつぶせ寝についてなど、家庭での安全な睡眠体勢について伝えるようにしています。 |
| 13. 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。<br>□健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。<br>□健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計 | B | A | ・全クラス年 2 回の健康診断及び歯科健診を行っています。結果については、職員に周知しています。保護者へは所定の用紙で伝えるとともに、毎月の身長や体重を記録している健康の記録に記載し、保護者が確認後サインをし、返却しています。また、健診の前に園 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 画等に反映させ、保育が行われている。<br>□家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。 | | | 医に確認したいことがあれば、職員に申し出てほしい旨を保護者に伝えています。一例として仕上げ磨きについての質問があり、職員は申し出を受け園医に確認し、健診当日に保護者へ返答しています。<br>・歯科健診で虫歯のある子どもが多くいた時などは、歯磨きの大切さを話したり、家庭にも園だより等を通して伝えています。 |
| 14. アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。<br>□アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。<br>□慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。<br>□保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。<br>□食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。<br>□職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。<br>□他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。 | A | A | ・アレルギー児への給食提供については、対象児の登園状況を確認し担任が調理室で調理士と当日の献立を確認します。確認後、担任はクラスに戻り献立を確認したことを他の職員に伝えます。提供の際は、はじめに担任が対象児の給食を取りに行き、調理士と提供内容を確認します。クラスでは、対象児が着席後、配膳前にクラス内の他の職員と確認し、一番最初に提供します。提供の際は専用のトレー、食器及びテーブル拭きを使用し、所定のテーブルで喫食します。<br>・保護者との連携として、保護者、園長、調理士、担任で行うアレルギー面談を毎月実施しています。アレルギー面談では、献立と照らし合わせ、提供の食材の確認をしています。<br>・職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等についてこども青少年局の年間研修計画と区の年間研修計画である神奈川区保育連携ネットワーク構築事業研修及び園内研修等を通して、必要な知識・情報を得たり、技術の習得に努めています。<br>・他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るために、入園説明会や入園のしおりに除去食について記載するとともに、面談等を通して説明しています。 |
| A－１－(４)　食事<br>15. 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。<br>□食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。<br>□子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。<br>□子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 | | | ・食に関する豊かな経験ができるよう、全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画に年齢や期に応じた食育の具体的な取り組み内容が記載されています。また、月１回実施される給食会議では、献立や食育活動のスケジュール、内容について打ち合わせをしています。その際に、「夏野菜のシルエットクイズ」など、調理士からの提案も出されています。<br>・子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれるよう、4,5歳児クラスのパーテーションを使用し、食事中の空 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □食器の材質や形などに配慮している。<br>□個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。<br>□食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。<br>□子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。<br>□子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。 | B | A | 間設定に配慮しています。<br>・子どもの発達に合わせた食事の援助として、子どもの発達状況に応じた、食材の切り方や食具の使用、椅子の高さなどに配慮しています。また扱いやすい食器の大きさや形にも配慮しています。<br>・個人差や食欲に応じて、量を加減できるよう個別に配膳量の調整を行っています。幼児については、配膳の際に子どもと一緒に量を確認しながら、日ごろの喫食状況や当日の体調等を踏まえ、保育者が量を調整し、食べる意欲が湧くように配慮しています。<br>・子どもが、食について関心を深めるための取り組みとして、捌く前の魚を見たり、戻す前の麩やヒジキ、昆布などの乾燥した食材を見たり、出汁のにおいを嗅ぐなど、直接食材を見たり触れたりする機会を設けています。また、ラップを使ったおにぎりづくりや、枝豆の枝を切る、トウモロコシの皮むきなども行っています。<br>・子どもの食生活や食育に関する取組については、献立写真の掲示や給食だより等を通して、家庭と連携しています。 |
| 16. 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。<br>□一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。<br>□子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。<br>□残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。<br>□季節感のある献立となるよう配慮している。<br>□地域の食文化や行事食などを取り入れている。<br>□調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。<br>□衛生管理の体制を確立し、マニュアルに基づき衛生管理が適切に行われている。 | B | A | ・一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮し、調理形態を変えるなど、献立・調理の工夫を行っています。<br>・子どもの食べる量や好き嫌いなどについては、給食日誌で嗜好や残食の確認をするとともに、保育士、調理師が子どもの喫食状況を観察しています。<br>・市の栄養士による巡回訪問の際に、栄養士は子どもの喫食状況を観察するとともに、園の調理士に対して、調理の手順等、必要な指導を行っています。また市立園代表の園長、保育士、調理士とこども青少年局の栄養士が献立内容を協議する給食検討会で検討された内容は、献立、調理の工夫に反映させています。<br>・季節感のある献立となるよう、子どもが時期に応じて育てた旬の野菜を食材として使用しています。ナス、ピーマン、大根、かぶ、じゃがいも、サツマイモなどが挙げられます。地域の食文化や行事食などについては、冬至の時期に南瓜を使った献立や七草がゆなどが提供されています。 |

## A－Ⅱ　子育て支援

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| A－２－(１)　家庭との緊密な連携<br>17．子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。<br>□連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。<br>□保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。<br>□様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。<br>□家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。 | B | A | ・送迎の際のコミュニケーションや連絡帳、日々の子どもの活動の様子を写真と文章で示した、ドキュメンテーション、行事新聞等を通して、家庭との日常的な情報交換を行っています。また、コドモンと呼ばれる情報共有媒体を使用し、園だよりや献立、毎月実施する身体測定の結果等を共有しています。さらに、いつでも保護者からの質問に答えられるよう、各クラスにはクラスファイルが常備されています。クラスファイルには、保護者に配布した手紙などが保管されています。<br>・保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会として、個人面談や懇談会、保育参観などがあります。<br>・家庭の状況や保護者との情報交換の内容については、個人面談記録及び各種会議記録を作成しています。内容に応じて、各種会議等において、職員間で情報を共有しています。 |
| A－２－(２)　保護者等の支援<br>18．保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。<br>□日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。<br>□保護者等からの相談に応じる体制がある。<br>□保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。<br>□保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。<br>□相談内容を適切に記録している。<br>□相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。 | B | B | ・担任や担当だけでなく、全職員が積極的に送迎時などに保護者とのコミュニケーションを図り、保護者との信頼関係を築くよう取り組みを行っています。<br>・年に１回の個人面談をはじめ、要望に応じて随時面談を行うなど、保護者等からの相談に応じる体制があります。面談の際は就労状況など保護者の個々の事情に配慮して、面談期間以外での面談を実施するなど、柔軟な対応が取られています。<br>・保育所の特性を生かした保護者への支援として、1, 2 歳児はわくわくフェスティバルと呼ばれる運動会や、わくわくおたのしみ会と呼ばれる発表会を実施しないため、保護者からの意見も受け、クラス懇談会時にふれあい遊びを実施することを計画しています。今後は、コロナ禍ではありますが、保護者と職員がより子どもの成長について共有できる場を設けることが期待されます。<br>・相談内容は、個人面談記録や引継ノート、ミーティ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ングノートに記載しています。<br>・相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、園長、代行保育士、他職員、看護師、園医、調理士に相談できる体制があります。 |
| 19．家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見･早期対応及び虐待の予防に努めている。<br>□虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。<br>□虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。<br>□虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。<br>□職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。<br>□児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。<br>□虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。<br>□マニュアルに基づく職員研修を実施している。 | B | A | ・虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、送迎時の親子の関わりの様子を観察しています。また、着替えの時の全身の健康観察を行い、子どもの言動や様子から心身の状態や家庭での養育の状況について把握できるよう努め、必要に応じて記録しています。<br>・虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、園長に報告し職員間で協議します。協議を踏まえ、関係機関へ連絡し、必要に応じて連携しながら、保護者への援助ができる体制が整っています。<br>・職員は、日ごろから保護者が困った時に相談できる関係づくりに努めることで、予防的な保護者の精神面、生活面の援助につなげています。また、送迎の際に保護者の体調面を気遣う声掛けや、保護者の育児に対するねぎらいの言葉を掛けています。<br>・日ごろから、区役所や児童相談所、学校等との連携を図るため、連絡会等に参加しています。<br>・虐待等権利侵害を発見した場合の対応等について、虐待対応マニュアルを整備しています。また、マニュアルにもとづく園内研修や区の研修に参加するなどの取り組みが実施されています。 |

## A－Ⅲ　保育の質の向上

| 評価分類・評価項目 | 自己評価 | 評価結果 | 評価の理由（コメント）・評価根拠 |
|---|---|---|---|
| A－３－(１)　保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）<br>20．保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | | | ・職員は、子どもの発達の援助や保護者・地域に対する支援などの項目に応じて、求められる能力が記載されているキャリアラダーを踏まえ、目標共有シートを作成しています。目標共有シートには、業務目標に対し具体的に取り組む内容や達成時期などを記載するとともに、振り返り内容を記載する書式となってお |

| | | | |
|---|---|---|---|
| □保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。<br>□自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。<br>□保育士等の自己評価を、定期的に行っている。<br>□保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。<br>□保育士等の自己評価に基づき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。<br>□保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。 | B | A | り、年 3 回実施される園長面談を通して、定期的な振り返りが行われています。<br>・各職員が振り返った内容については、各種会議にて自身の振り返りを発表することで、互いの学び合いや意識の向上につなげています。<br>・保育所全体の自己評価に全職員で取り組んでいます。保育所全体の自己評価には、保育理念、子どもの発達援助、保護者に対する支援、保育を支える組織的基盤の項目が設けられ、各項目にはさらに具体的な項目が設定されています。保育所全体の自己評価は、最終的に、園の保育方針と園目標を踏まえた今年度の課題、取り組み状況、保護者アンケート、次年度の課題・改善点としてまとめられ、保護者との共有が図られています。 |